福生市健康増進計画「健康ふっさ21」を策定

市民や地域の皆さんと一緒に「心も身体も笑顔で元気 みんなで築く健康のまち福生」を目指します

誰もがいつも健康でいたいと願っています。市では市民が健康を保つために必要と思われる、各種健診や相談、スポーツや文化活動等の事業に取り組んできました。さらに一層の健康づくりを進めるため、市と市民の協働事業として、公募により健康に関心のある市民の参加を得て、健康づくりを身近な視点から見つめ、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・心の健康づくりを重点目標とする「健康ふっさ21」（124ページ）を策定しました。

「健康」の概念は、近年では肉体的な部分だけにとどまらず、精神的な部分でも大きく広がっています。心と身体の両方が元気であることが市民の幸福の条件です。健康づくりは、地道に実践し、成果が得られるものです。

「健康ふっさ21」はみんなで支えあいながら、笑顔で楽しく健康を増進していくためのプランです。

各論では、食生活や運動、心の健康づくり、たばこやアルコール、病気の予防など9項目について述べています。

また、資料として市民アンケートの結果や市民の健康状態などに関するデータ、健康関連事業の案内なども掲載しています。

「健康ふっさ21」は、市役所、保健センター、体育館、図書館、市民会館、公民館、児童館、ホームページでご覧いただけます。

問合せ 保健センター☎552・0061

福祉関係のお知らせ

■敬老大会について

市では、多年にわたり社会に貢献されている高齢者を敬い、長寿を祝う敬老大会を開催します。

日時 9月17日(日)午後1時～

場所 市民会館大ホール

ボランティアを募集します

敬老大会当日に、受付や会場整理等をお手伝いしていただけるボランティアを募集します。

募集期間 7月1日(土)～15日(土)

申込み 直接あるいは電話で介護福祉課高齢福祉係へ。

■原子爆弾被爆者の方に見舞金を支給します

該当される方に年間1万円を支給します。7月15日までに申請してください。

対象 被爆者健康手帳をお持ちの方で、7月1日現在福生市にお住まいの方（住民登録、外国人登録のある方）

申請に必要なもの 被爆者健康手帳、見舞金振込希望先（郵便局を除く）の口座番号がわかるもの。

■旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦の皆さんへ

《内閣総理大臣名の書状を贈呈します》

請求期限は、平成19年3月31日までです。

先の大戦において、外地等（事変地の区域又は戦地の区域）に派遣され、戦時衛生勤務に従事された旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦の方（慰労給付金受給者は除く）に対して、そのご苦労に報いるため内閣総理大臣名の書状を贈呈しています。

ご本人または家族の方などからの連絡をお待ちしています。

請求用紙 請求用紙は、社会福祉課庶務・福祉計画担当の窓口にあります。

問合せ 総務省大臣官房管理室・業務担当☎03・5253・5182（直通）FAX03・5253・5190

支給日 8月15日に、申請された方の口座に振り込み手続きをします。

申請先 社会福祉課障害福祉係

8月の女性悩みごと相談

羽村市との共同事業

福生市　9日(水)・23日(水)
午前9時～午後0時50分、市役所1階市民相談室

羽村市　2日(水)・16日(水)・30日(水)午後1時30分～4時20分、羽村市役所東庁舎1階福祉事務所内相談室

※福生市・羽村市在住の女性の方でしたら、どちらの市へ申し込まれてもかまいません。予約制で先着3人まで(1人50分以内)

予約は、相談日の1か月前から電話で福生市市民相談係☎551・1511、羽村市市民相談係☎555・1111へ。

介護保険改正シリーズ 介護保険サービスについて

介護予防サービスについて

日常生活上の基本動作がほぼ自立し、状態の維持、改善可能性の高い軽度者に対して、要介護状態となることをできる限り予防することを目的として新しく設けられました。

まず、介護保険の介護予防サービスの対象となる方は、要介護認定結果が要支援1・要支援2の方です。介護予防のケアマネジメントは地域包括支援センターで行います。

ここでは改正例として介護予防訪問介護について説明します。

●介護予防訪問介護

介護予防訪問介護は、本人が自力で家事等を行うことが困難な場合であって、家族や地域の支え合いや他の福祉施策などの代替サービスが利用できない場合について、適切なマネジメントに基づきサービスを提供します。従来のような身体介護と生活援助の区別はなく、月単位の定額制です。通院等の乗降介助については算定されません。

介護サービスについて

介護サービスについては、要介護1以上の方が利用することができます。中重度者の方への支援を強化、サービスの質の向上の観点から介護報酬・基準の見直しがされました。介護サービスのケアマネジメントは、従来どおり居宅介護支援事業所が行います。ここでは改正例として、訪問介護、福祉用具貸与について説明します。

●訪問介護

訪問介護については、1時間以上の生活援助を行った場合、従来は30分ごとに介護報酬の加算がされたところ、その加算がなくなりました。

これは、生活援助の長時間利用について適正化を図る観点から報酬の見直しが行われたものです。その他の身体介護や、通院乗降介助に変更はありません。

●福祉用具貸与（要支援1・2の方も共通）

要支援1・2、要介護1の方の福祉用具貸与について、特殊寝台、車いす、床ずれ防止用具及び体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトに関しては原則として保険給付の対象から除外されました（なお、平成18年3月31日以前に継続して貸与を受けていた方については、平成18年9月30日まで貸与を受けられる経過措置があります）。

問合せ 介護福祉課介護保険係

■麻しん・風しん予防接種の変更について

現在市では、MR（麻しん風しん混合）予防接種をⅠ期（1歳～2歳に至るまで）Ⅱ期（5歳～7歳未満・小学校就学前1年間）の2回接種を実施しています。

平成18年6月2日より、予防接種施行令の改正により、Ⅰ期（1歳～2歳に至るまで）の間にあり、麻しん、風しんのどちらか一方しか接種していない場合、もう一方の接種ができるようになりました。（福生市では、臨時の救済措置として4月1日より実施していました。）

Ⅱ期の場合、麻しん、風しんどちらかに罹患（りかん）済の方は、罹患していない方の予防接種が受けられるようになり、両方に罹患していなければMRが受けられるようになりました。

また、以前麻しん、風しんを単独で接種された方もⅡ期の接種を受けてください。

接種は市内指定医療機関で受けてください。また、予診表は医療機関に置いてあるものをお使いください。

問合せ 保健センター☎552・0061

第11回シニア健康スポーツフェスティバルＴＯＫＹＯ参加者募集

都内在住の59歳以上(昭和23年4月1日以前に生まれた方)の方を対象としたスポーツ大会です。

種目 ラージボール卓球・テニス・ソフトテニス・ソフトボール・ゲートボール・ペタンク・マラソン・弓道・剣道の9種類

参加費 1,000円

期間 10月4日(水)～10月21日(土)

※会場、日程は各種目により異なります。

申込書 7月4日(火)から市役所高齢福祉係・体育館・福祉センターで配布

申込み 7月31日(消印有効)までに郵送で〒162-0823東京都新宿区神楽河岸1-1セントラルプラザ14階東京都高齢者研究・福祉振興財団福祉情報部普及推進室事業担当へ。

問合せ 同財団シニア健康スポーツフェスティバルＴＯＫＹＯ係☎03・5206・8732